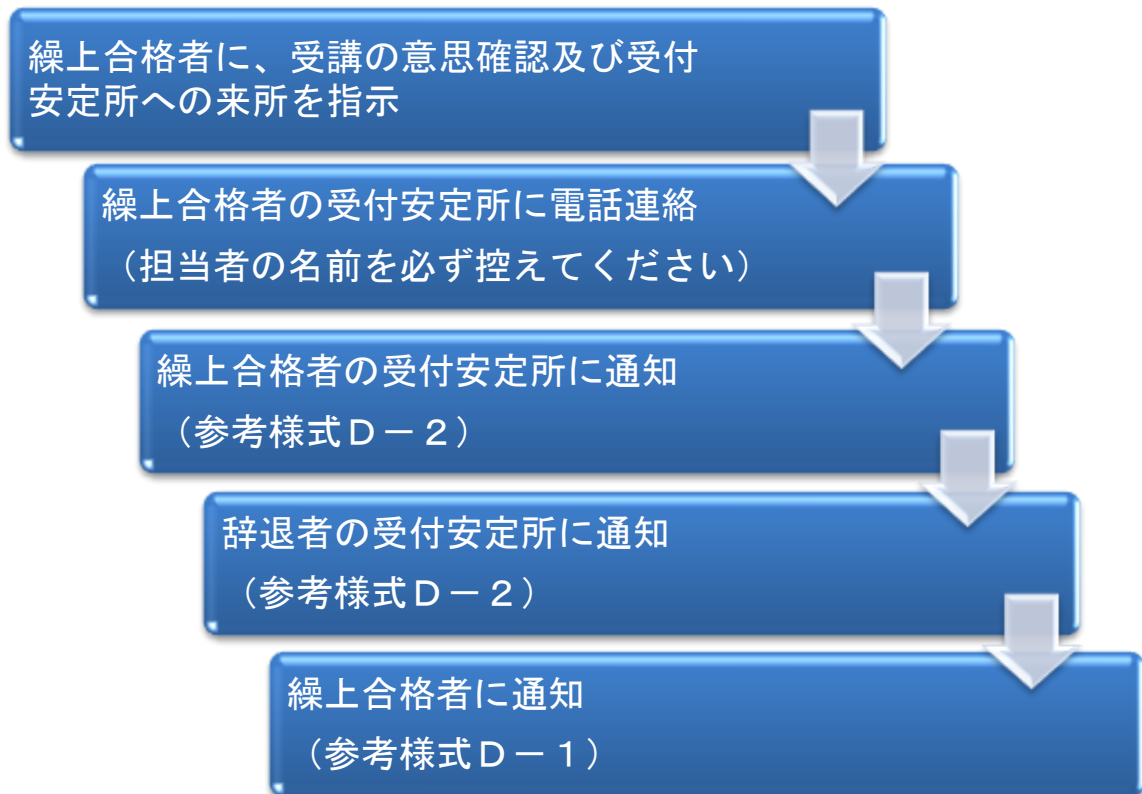


繰上合格について

選考の結果、定員を超える合格基準に達した応募者がおり、合格者の中から辞退者が出たときは、次点者を合格することが出来ます。

また、応募者が定員に達しなかったため、中止となった求職者支援訓練を希望していた方の振替応募を実施し選考を行った結果、合格基準に達した振替応募者により定員を超える場合において、振替応募合格者の中から辞退者が出たときは、振替応募での次点者を合格としてください。

辞退者が出た後の手続きの流れは、以下のとおりです。



各受付安定所への通知は、「繰上合格実施通知書（参考様式D-2）」により、繰上合格者への通知は「繰上合格通知書（参考様式D-1）」により、訓練開始日の5開庁日前までに届くように発送してください。

また、速やかに千葉職業訓練支援センターに連絡のうえ、修正した「選考結果通知書（様式C-5）」又は「選考結果通知書（振替）（様式C-5振）」を送付してください。